

第2章 全体構想

1. 将来都市像

二宮町は、多様な自然や歴史・文化が町民の身近に存在し、暖かく穏やかな「長寿の里」として、また、交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。

第5次総合計画では、この特徴を活かし、お年寄りの知恵と若い町民の活力、自助、共助、公助により、次世代を担う子どもたちをみんなで支え育て、町民一人ひとりが健康に生活を営むことができるように、町民の暮らしと文化を育む自然が豊かな町を築くことを目指し、「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を将来像として掲げています。

二宮町都市計画マスタープランにおいても、第5次総合計画の将来像である「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を共有し、海と山に囲まれた温暖で豊かな自然環境や懐かしさを感じることでできる里山風景を大切にしながら、町民・地域コミュニティ・行政の連携により、生活の質と環境の質が高い「高質な町」の実現を目指していきます。

また、二宮駅を中心に形成されたコンパクトな市街地に集積する都市機能や、吾妻山等の観光資源を活かしながら、将来にわたり快適で魅力ある都市づくり、個性豊かで活力ある都市づくりを進めていきます。

人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町

■空から望む二宮町



2. 都市づくりの目標

将来都市像を実現するため、二宮町都市計画マスタープランにおける「**5つの都市づくりの目標**」を展開し、都市づくりに取り組んでいきます。

目標1 誰もが快適に暮らせる都市づくり

人口減少社会を迎え、今後、更なる少子高齢化の進展が見込まれるなか、都市を将来にわたり持続的に発展させていくためには、多様な世代がそれぞれのライフスタイル、ライフステージに応じて快適に暮らすことのできる都市環境を整えていくことが重要となります。

このことから、二宮町の地域特性（中心市街地／海辺／丘／ふるさと等）に応じた市街地・集落地環境の維持・向上、町民生活を支える拠点の配置と都市機能の強化、さらには拠点と連携した公共交通体系の整備等により、多様なライフスタイル、ライフステージに対応した、誰もが快適に暮らせる都市づくりをしていきます。

目標2 二宮町の魅力や活力が感じられる都市づくり

二宮町は都心近郊にありながら、海と山に囲まれた豊かな自然環境や懐かしさを感じることのできる里山風景を有しており、都市近郊農業、観光農業や観光漁業が行われています。また、中心市街地に隣接する吾妻山は、四季を代表する花々が咲き、相模湾をはじめ、大島、伊豆、箱根、富士山、丹沢を一望することができる観光資源となっています。

このような特色を持った都市にあって、「JR東海道本線」、「国道1号」、「小田原厚木道路（国道271号）」や「西湘バイパス（国道1号）」といった広域幹線交通網が整備され、広域交通の利便性は非常に高くなっています。

このことから、二宮町の都市づくりにおいては、豊かな自然環境や農地を保全するとともに、広域交通の利便性を活用しながら、「農業の6次産業化」、「観光サービス機能の向上」、「産業機能の維持・向上」を通じて、二宮町の魅力と活力が感じられる都市づくりをしていきます。

目標3 誰もが安全で安心して暮らせる都市づくり

平成23年3月に発生した東日本大震災、大型台風や局地的な集中豪雨の影響で多発する水害等により、自然災害に強い都市づくりの重要性が再認識されています。

また、急速に進む少子高齢化を背景に、ユニバーサルデザインの導入等による福祉の都市づくりに対する関心も非常に高まっています。

このことから、建築物や都市施設の耐震化、河川等の水害対策を進めていくとともに、避難路、避難地の機能強化や適切な配置により、各種の災害に対する都市の安全性を高めていきます。

また、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができるよう、身近な道路を中心とした歩行者空間の確保を進めるとともに、ユニバーサルデザインに基づき公共公益施設等を整備し、さらに、町民と協力・連携した自助、共助、公助により、誰もが安全に安心して暮らせる都市づくりをしていきます。

目標4 環境にやさしい都市づくり

世界的規模での人口増加や都市化の進展の影響を受け、地球温暖化やヒートアイランド現象による局地的な集中豪雨をはじめとする異常気象が身近で発生しており、「低炭素社会」や「循環型社会」の実現へ向けた対応は、自治体レベルにおいても重要な都市づくりのテーマとなっています。

このことから、省資源・省エネルギーへの取り組みとして、自動車への過度の依存から脱却を図るとともに、緑地をはじめとした豊かな自然環境の保全等を通じて、環境負荷の少ない、低炭素・循環型都市の実現を目指し、環境にやさしい都市づくりをしていきます。

目標5 町民・事業者・行政の協力、連携による都市づくり

市町村への権限移譲や、行政サービスに対する町民ニーズの多様化が進んでおり、これまでの行政主導の都市づくりから、町民、事業者と行政が相互の信頼と協力のもと、町民の視点に立ったきめ細やかな都市づくりへの転換が求められています。

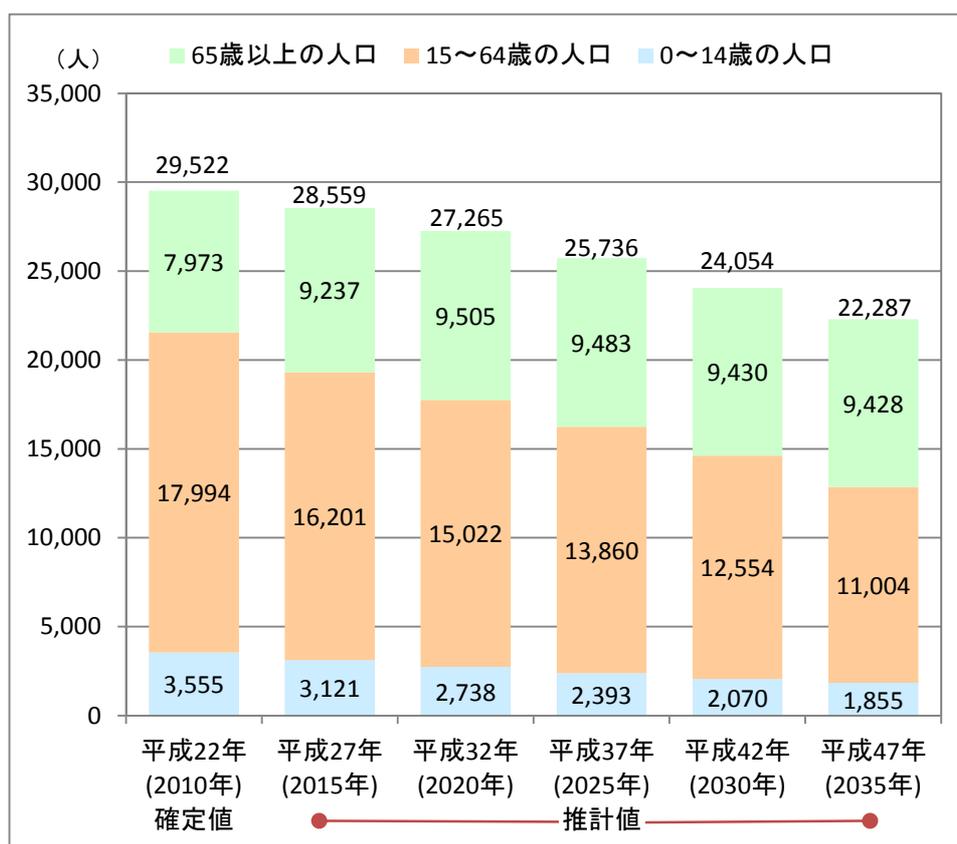
このことから、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、「新しい公共」を育てるための支援を積極的に行い、行政との役割分担を明確にしなが、町民・事業者・行政の協力、連携による都市づくりをしていきます。

3. 将来フレーム

(1) 人口

第5次総合計画では、将来の人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計結果を基に、平成32年（2020年）で27,265人、平成42年（2030年）で24,054人と推計しています。

本計画の目標年次である平成46年（2034年）における人口についても、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果を基に、概ね22,000人と想定します。



※国立社会保障・人口問題研究所

「将来人口推計(平成24年1月)」に基づいて算出した推計値

4. 将来都市構造

将来都市像を実現するために、目指すべき将来の町の姿を「拠点」、「軸」、「土地利用区分」からなる「将来都市構造」として示します。

二宮駅周辺を中心に形成されたコンパクトな市街地構造を基本としながら、利便性が高く、魅力や活力の感じられる都市とするために、自然や歴史・文化、各種産業等を背景とした地域特性に応じた「拠点」を設定します。

さらに、近隣の都市や各拠点間をつなぐ主要な道路や鉄道等を「軸」として設定し、各拠点に配置される機能の相互連携を図ります。

また、「拠点」と「軸」を骨格として、計画的・戦略的に土地利用を進めていく観点から、土地利用区分を「市街地ゾーン」、「田園環境共生ゾーン」、「自然環境保全ゾーン」、「土地利用転換検討ゾーン」に設定します。

(1) 拠点の設定

① 中心拠点

交通結節点としての機能をはじめ、商業・業務、行政サービス、文化・生涯学習等、生活を支える都市機能の集積を図り、コンパクトな市街地構造を支える核として二宮駅周辺を「中心拠点」に位置づけます。

■ 二宮駅周辺

② 生活拠点

生涯学習センター周辺と県道 71 号沿道の中里地区を居住者の日常的生活を支える商業・文化等の機能を集積する拠点として、また、町民運動場周辺を日常的健康増進やレクリエーション活動を支える拠点として「生活拠点」に位置づけます。

■ 生涯学習センター周辺

■ 県道 71 号沿道（中里地区）

■ 町民運動場周辺

③ 産業拠点

工場、事業所等が集積し、本町の産業振興を担う拠点として、二宮工業団地を「産業拠点」に位置づけます。

■ 二宮工業団地（緑が丘地区）

④観光交流拠点

豊かな自然や歴史・文化を感じることができ、町内外の多くの人々が憩い、やすらぎ、交流することのできる拠点として、吾妻山公園、ラディアン花の丘公園、二宮漁港と袖が浦海岸の周辺を「観光交流拠点」に位置づけます。

■吾妻山公園周辺

■ラディアン花の丘公園周辺

■二宮漁港周辺

■袖が浦海岸周辺

⑤新交流拠点

吾妻山公園やラディアン花の丘公園の周辺の「観光交流拠点」と連携を図りながら、町の新たな魅力を感じることのできる交流拠点として、東京大学二宮果樹園跡地周辺を「新交流拠点」に位置づけます。

■東京大学二宮果樹園跡地周辺（中里地区）

（2）軸の設定

①広域連携軸

広域都市圏域を結び、都市の骨格となって、経済活動をはじめとした様々な都市活動を支える自動車専用道路や鉄道を「広域連携軸」として位置づけます。

■小田原厚木道路（国道271号）

■西湘バイパス（国道1号）

■東海道本線

②都市連携軸

「広域連携軸」と連携し、周辺都市と都市内の「拠点」を連絡する道路、または都市内の「拠点」間相互を連絡し、都市内の活動を支える道路を「都市連携軸」として位置づけます。

■国道1号

■県道71号（秦野二宮線）

※ 国道1号((都)3・5・1一般国道1号線)及び県道71号((都)3・4・1秦野二宮線)の一部については、都市計画道路として整備が完了している道路です。

本プランでは、皆様の理解を高めるために、整備済みであるこの2路線の都市計画道路の表示については割愛させていただきます。

③地域連携軸

「都市連携軸」と連携し、都市内の地域と「拠点」、または地域間相互を連絡し、主に日常的な生活を支える道路を「地域連携軸」として位置づけます。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ■（都）3・5・3 二宮駅北口線 | ■（都）3・5・4 二宮釜野線 |
| ■（都）3・5・6 海岸中里線の一部 | ■（都）3・5・9 小竹線 |

④水と緑の軸

本町の特徴である多様な自然環境と景観を形成する山、丘、海をつなぐ葛川や打越川を「水と緑の軸」として位置づけます。

- | | |
|------|-------|
| ■ 葛川 | ■ 打越川 |
|------|-------|

（3）土地利用区分の設定

①市街地ゾーン

本町の特徴であるコンパクトな市街地構造を活かしながら、さらに魅力、個性、活力あふれる都市的な土地利用を戦略的に進める区域として、市街化区域を「市街地ゾーン」に位置づけます。

②田園環境共生ゾーン

農地や里山等を保全しながら、これらの田園環境と共生可能な土地利用を進める区域として、市街化調整区域における住宅地と周辺の農地を「田園環境共生ゾーン」に位置づけます。

③自然環境保全ゾーン

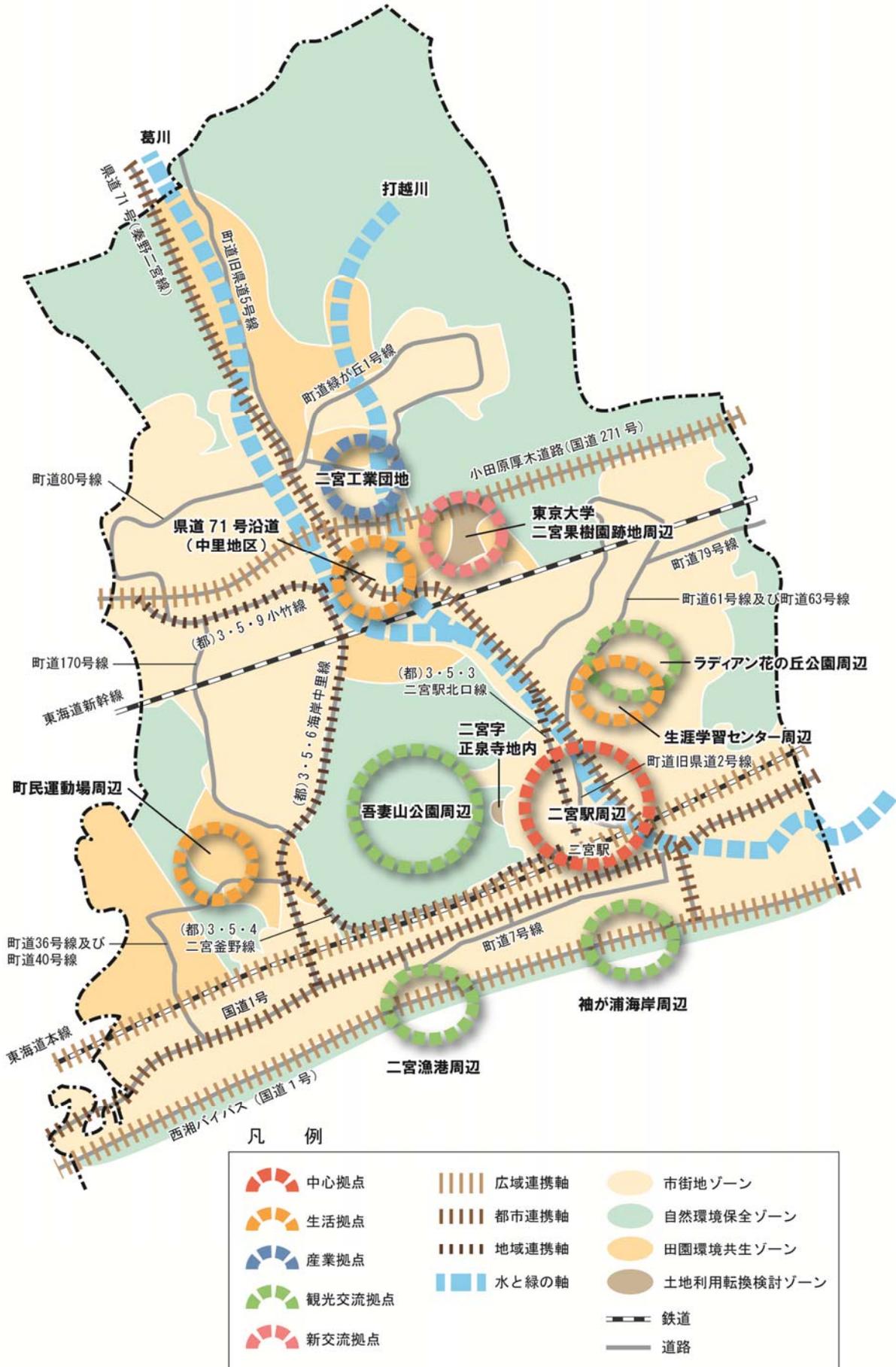
豊かな自然環境を保全する区域として、市街化調整区域におけるまとまりのある山林や樹林地、海岸等を「自然環境保全ゾーン」に位置づけます。

④土地利用転換検討ゾーン

市街化調整区域において、今後の社会経済情勢の見通し等を考慮しながら、都市的な土地利用への転換を検討する区域、または、新たな都市的機能の配置を検討する区域を「土地利用転換検討ゾーン」に位置づけます。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ■ 東京大学二宮果樹園跡地（中里地区） | ■ 二宮字正泉寺地内（二宮地区） |
|---------------------|------------------|

図：将来都市構造図



5. 都市づくりの分野別基本方針

5-1 土地利用の基本方針

(1) 都市的土地利用の配置方針

①住宅地

多様な世代の定住促進が可能となるよう、地域の特性に応じた住宅地を整備し、それぞれのライフスタイル、ライフステージに対応した良好な居住環境の形成を図ります。

a. 中心市街地周辺の住宅地

- 二宮駅周辺の住宅地については、利便性が高く、商業・業務、行政サービス、文化・生涯学習等の生活を支える都市機能に隣接する環境を活かし、市街地の更新を誘導しながら、多様な世代が歩いて快適に暮らすことができる居住環境の形成を図ります。
- 役場や生涯学習センター等が立地する地区については、適切な土地利用誘導による行政サービス施設の集積を進め、利便性の向上を図ります。

b. 海辺の住宅地

- 国道1号以南の住宅地については、海岸沿いの松林の保全を図るとともに、適切な建築物の立地誘導により、緑と海が眺望できる低中層住宅を主体とした良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- 安全で安心できる居住環境の形成を目指し、生活道路の改良や公園等のオープンスペースの整備により、計画的な避難路や避難地を確保します。
- 長期末着手の「海岸地帯土地区画整理区域」については、都市計画道路との整合や地域住民との調整を図りながら、事業の廃止も視野に入れた見直しを検討します。

c. 丘の住宅地

- 土地区画整理事業等により整備された、比較的新しい低層住宅地については、地区内の未利用地に対する過度な敷地の細分化を防止することで、ゆとりある良好な居住環境の維持を図ります。

一方、整備からある程度時間が経過し、居住者の高齢化が進み空き家の増加が懸念される低層住宅地については、防災、衛生面等での空き家対策とともに多様な世代の定住を促進するための空き家活用について方策を検討します。

d. その他市街地の住宅地

- 幹線道路沿道の住宅地については、良好な居住環境の維持を前提としつつ、徒歩圏における生活利便性の向上に向け、店舗の立地を許容します。
- 老朽化が進んでいる県営住宅等については、安全で快適な居住環境の維持・更新に向け、耐震改修や建て替えを関係機関に働きかけていきます。
- 農地や樹林地等の都市的低未利用地が介在する住宅地については、地区計画の導入等による市街地環境の創出、改善により、地域の特性にふさわしい環境形成を図ります。

e. ふるさとの住宅地

- 市街化調整区域の集落地については、周辺農地の営農環境や景観に配慮しながら、生活利便性の確保やコミュニティの維持に必要となる一定の都市的土地利用を許容する地区計画の導入を検討するなど、良好な居住環境の維持・形成を図ります。

②商業業務地

「二宮駅周辺」と「県道 71 号沿道（中里地区）」を中心に商業業務機能を集積することにより、現在のコンパクトな市街地形態を維持するとともに、居住者の生活利便性の向上を図ります。

a. 中心商業業務地

- 二宮駅周辺については、町民や来訪者にとって玄関口に相応しい都市の拠点として、駅前広場の整備と連携しながら周遊性を高めるとともに、商業施設の適切な誘導を進めることで、商業機能の拡充を図ります。

b. 幹線道路沿道商業地

- 県道 71 号沿道の中里地区については、中心商業業務地との機能分担による共存に配慮しながら、郊外型の商業施設や沿道サービス型の商業施設の適切な誘導を図ります。

③工業地

- 二宮工業団地については、町の持続的な発展を支える産業の拠点として、効率的で生産性の高い産業環境を維持するため、周辺の市街地環境や自然環境に配慮しながら、道路等の都市基盤の適切な維持・管理を図ります。
- その他の工業地については、周辺環境に配慮した都市基盤の適切な維持・管理を図ります。

④土地利用検討地

- 東京大学二宮果樹園跡地については、周辺の土地利用や都市基盤への影響に配慮しながら、新たな交流の機会を創出する場として、土地利用の検討を進めます。
- その他、比較的規模の大きな施設跡地については、周辺の土地利用や都市基盤への影響に配慮しながら、適切な土地利用の誘導を図るとともに、必要に応じて新たな都市機能の配置を検討します。

(2) 自然的土地利用の配置方針

①農地

- 一団のまとまりのある農地については、優良な農業生産基盤として保全を図るとともに、農業の6次産業化へ向けた農産物加工場の設置を検討します。
- 耕作放棄地等については、新たな特産品の栽培を進める農業生産基盤として、また、農業を身近に体験する交流の場・観光資源等として活用を図ります。

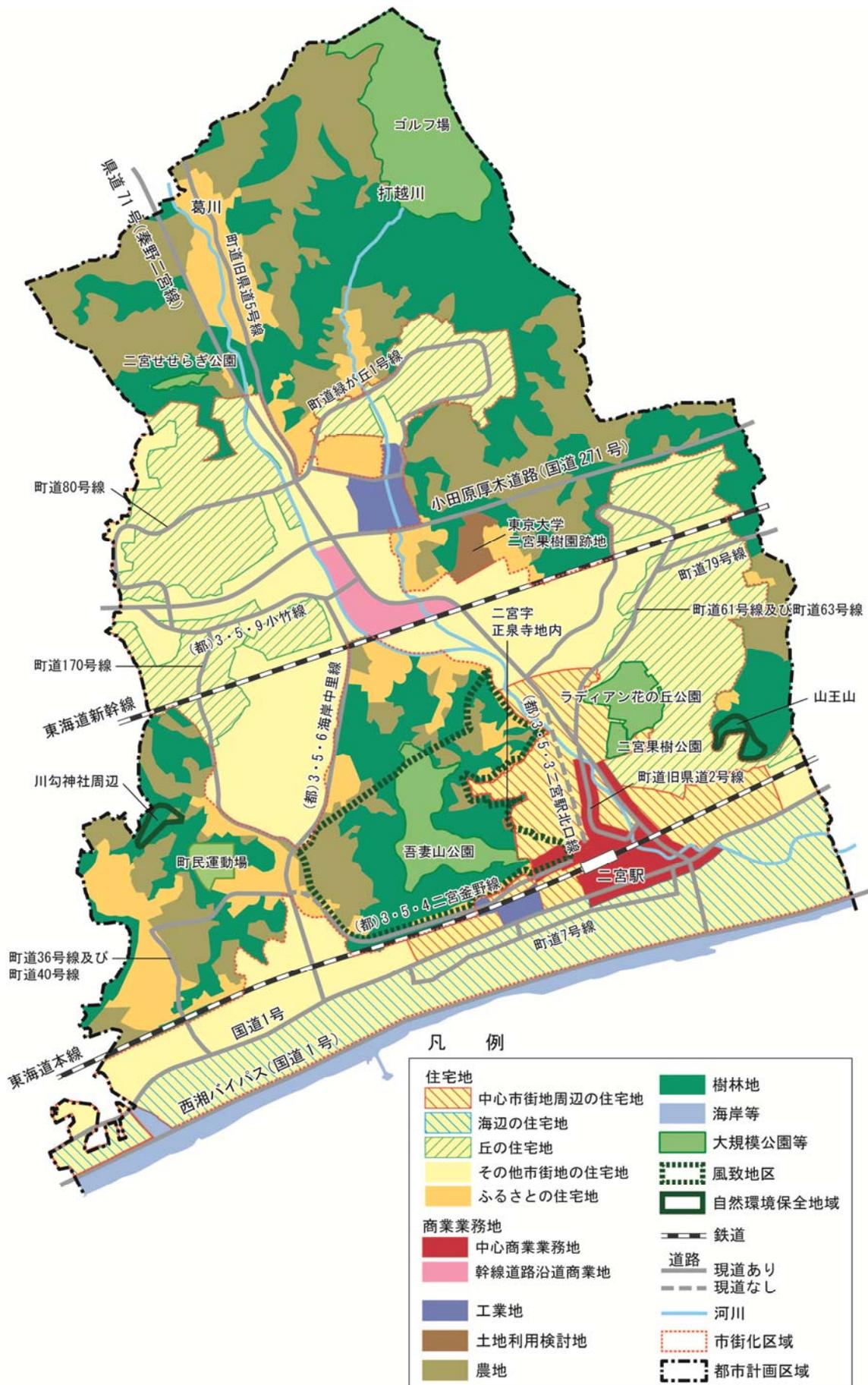
②樹林地、海岸等

- 「風致地区」に指定されている吾妻山周辺の樹林地、「自然環境保全地域」に指定されている山王山（二宮字教泉寺）と川勾神社周辺の樹林地については、引き続き自然環境の保全を図ります。
- その他の樹林地についても、町の特徴である緑豊かな環境を守るため、緑地保全等の制度適用を検討します。
- 袖が浦海岸及び二宮漁港周辺については、海とふれあうことができる観光交流拠点としての整備を目指し、関係機関と砂浜の再生に向けた調整等を図ります。

■吾妻山からの眺望



図：土地利用方針図



5-2 交通体系の整備方針

(1) 総合的な交通体系の整備方針

①道路交通

円滑な自動車交通の処理が可能となるよう都市計画道路の整備を進めるとともに、歩道の整備や街路樹の整備により、安全で快適な道路空間の整備を図ります。

a. 都市計画道路の整備

- 都市計画道路については、都市内の道路ネットワーク及び周辺都市への広域ネットワークを確立するため、事業着手、完了を図るとともに、新たな路線の拡充を検討します。
- また、長期未着手となっている路線については、今後の都市を取り巻く社会経済状況の変化に留意しながら、各路線の整備課題を踏まえ、線形の見直しや廃止も視野に入れ、都市計画の変更を検討します。

b. 安全な道路空間の整備

- 通学路等の身近な道路や幹線道路については、歩道やガードレールの設置による歩車道の分離、カラー舗装による視認性の向上、交通管理者である警察との協議による交通規制の強化等を進め、安全な歩行空間の整備を図ります。
- 幅員が狭く緊急車両の進入が困難な住宅市街地内の道路については、道路の拡幅改良等により、道路空間の安全性を確保するとともに、都市の防災性の向上を図ります。

c. 二宮駅周辺の周遊性の向上

- 二宮駅周辺については、歩道の整備や段差の解消等により、町民や来訪者の誰もが安全かつ快適に通行できる環境の整備・改善を進めます。
- 二宮駅北口駅前広場については、本格整備に向けた関係機関との調整を図ります。
- また、本格整備にあわせ、鉄道の利用促進と駅周辺の周遊性向上に向けた民間駐車場を含めた自動車駐車場の設置、歩いて楽しい魅力的な道路空間の創出に向けた電線の地中化や街路樹の整備等を検討します。

②公共交通

鉄道やバス交通の利便性の向上により、自家用車に過度に依存しない、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系の確立を図ります。

a. 二宮駅北口の交通結節機能の強化

- 二宮駅北口については、関係機関との調整を図りながら、駅前広場におけるバス停や時刻表等の案内情報板の設置、上屋やベンチ等の利便施設の整備、段差の解消等のバリアフリー化や鉄道との乗り継ぎに考慮した時刻設定等を進めることにより、交通結節機能の強化を図ります。

b. 鉄道交通の利便性向上

- 二宮駅の利便性の向上を目指し、誘導案内設備の整備・改善、段差の解消等について、関係機関との調整を図ります。

c. バス交通の利便性向上

- 路線バスについては、利用実態や地域住民のニーズを把握しながら、運行ルートや運行本数について、関係機関との調整を図ります。

d. その他の公共交通に関する取組

- 今後想定される人口減少や高齢化の進展に対応するため、モビリティ・マネジメントを継続して実施するとともに、コミュニティバスやデマンド型の公共交通サービス等、地域住民のニーズや利用実態を把握しながら、持続可能な形で既存バス路線を補完することを検討します。
- 公共交通に関わる計画的なバリアフリー化を進めるとともに、路線や運行状況の情報提供による利便性の向上を図ります。

■二宮駅北口



(2) 道路ネットワークの整備方針

①自動車専用道路

- 広域都市圏域を結び、都市の骨格となる小田原厚木道路と西湘バイパスについては、広域的な都市活動を支える道路として、適切な維持・管理を関係機関に働きかけます。

■小田原厚木道路（国道271号）

■西湘バイパス（国道1号）

②主要幹線道路

- 周辺都市と都市内の拠点、または都市内の拠点相互を結ぶ国道1号と県道71号については、周辺都市との交流・連携を担うとともに、都市内の活動を支える道路として、適切な維持・管理を関係機関に働きかけます。

■国道1号

■県道71号（秦野二宮線）

③幹線道路（都市計画道路）

- 都市内の地域や拠点間を相互に結ぶ幹線道路は、日常的な生活利便性の向上や地域間の交流を担う道路として、未整備区間の整備と適切な維持・管理を図ります。

■（都）3・5・3二宮駅北口線

■（都）3・5・4二宮釜野線

■（都）3・5・6海岸中里線の一部

■（都）3・5・9小竹線

④補助幹線道路（主要な町道）

- 補助幹線道路は、住宅地や集落地等の日常生活を支える主要な幹線道路として、適切な維持・管理、修繕を図ります。

■町道緑が丘1号線

■町道旧県道2号線

■町道旧県道5号線

■町道7号線

■町道36号線及び町道40号線

■町道61号線・町道63号線及び町道79号線

■町道80号線

■町道170号線

5-3 都市環境の形成方針

(1) 公園・緑地の整備方針

①公園整備

町内外を問わず誰もが訪れたいくなるような特色のある大規模公園の整備・機能拡充を図るとともに、誰にとっても憩いの場となるような身近な公園の整備を図ります。

a. 大規模公園の整備・機能拡充

- 吾妻山公園は、本町を代表する観光資源として、園内進入路を含む既存施設のリニューアルやバリアフリー化により利便性や安全性を向上させることで集客力の強化を図るとともに、緊急車両などの運行通路の設置等を検討し、防災面の強化を図ります。
- ラディアン花の丘公園は、既存の地形や植物を活かしながら、誰もが身近に自然を楽しむことのできるアクセス性の高い風致公園として整備を図ります。
- 上記2つの公園については、公園間をつなぐ連絡路の整備、情報の共有化等による連携を図り、観光資源としての魅力の向上を図ります。
- 二宮せせらぎ公園については、菖蒲とホタルの共存する自然豊かな公園として、二宮果樹公園については、二宮町の特産物を身近に感じることのできる公園として、適切な維持・管理を図ります。
- 町民運動場周辺については、既存の施設の適切な維持・管理を図るとともに、都市公園としての機能拡充を図ります。

b. 身近に利用できる公園の整備

- 既存の街区公園等については、子育てや高齢者の憩いの場として利用できるよう、遊具の更新や健康遊具の設置等による適切な更新を図るとともに、利用者の安全性に配慮した維持・管理を図ります。
- 地域の人口構成等に配慮しながら、統廃合による集約と適切な機能分担により、身近な公園の再編を図ります。

■ラディアン花の丘公園



c. 公園の整備、維持・管理への住民参加の促進

- 多様化する住民の要望に対してきめ細やかに応える公園づくりを進めるため、構想・計画段階からの住民参加を促します。
- アダプト制度の導入等により、行政と住民のそれぞれが果たす役割を明確にし、住民の主体的な参加による公園の維持・管理を促します。

②自然環境の保全・活用**a. 樹林地等の保全・活用**

- 「風致地区」に指定されている吾妻山周辺の樹林地、「自然環境保全地域」に指定されている山王山（二宮字教泉寺周辺）と川勾神社周辺の樹林地については、市街地に隣接する貴重な自然資源として保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として活用を図ります。
- 市街地内のまとまりのある樹林地については、都市に潤いを与える緑地として保全するため、緑地保全等の制度適用を検討します。
- 市街地周辺において、集落や農地等と一体となって里山を形成している樹林地については、ふるさとの風景を形成する貴重な緑地として保全を図るとともに、身近な自然とふれあう場として活用します。
- 良好な景観を形成し、地域のシンボルとなっている樹木・樹林については、保存樹木・保存樹林に指定し適切な維持・管理を図ります。
- 海浜地区については、国直轄事業に伴い再生される砂浜及び周辺地域を、海とふれあうことができる交流の場として、景観と環境の保全に努めます。

b. 農地の保全・活用

- 農地については、ふるさとの風景を形成する貴重な緑地として、また、優良な農業生産基盤として保全を図るとともに、農業を身近に体験する交流の場・観光資源として活用を図ります。

c. 水と緑のネットワークの形成

- 町を南北に縦断し、北部の農地・山林から南部の海岸にまで至る葛川については、水と緑のネットワークとして、緑地を保全するとともに、歩行者や自転車が通行できる空間の整備等により、水辺と親しむことのできる環境整備を進めます。
- また、打越川をはじめとするその他の河川についても、水と緑のネットワークとして緑地の保全を図ります。

図：道路交通施設／公園・緑地の整備方針図



（2）下水道・河川の整備方針

①下水道整備

- 公共用水域の水質の保全と居住環境を改善するため、公共下水道の未整備区域については引き続き整備を進めるとともに、整備済区域については普及啓発活動等の実施により、公共下水道への速やかな接続を促進します。
- ゲリラ豪雨等による都市型水害から住民の生命・財産を守るため、浸水被害を防止・軽減する雨水管渠整備を進めるとともに、必要に応じて雨水貯留施設等の整備を検討していきます。

②河川整備

- 葛川をはじめとする河川については、関係機関と協議しながら、貴重な水辺環境として、水とふれあうことのできるレクリエーション空間の確保による活用と、水鳥や水生生物の生息空間としての保全を図ります。
- 近年、増加傾向にある降雨量、ゲリラ豪雨や台風等の災害を踏まえ、葛川をはじめとする町内河川については、関係機関と点検、整備等について調整を図ります。

（3）ごみ処理施設の整備方針

①ごみ処理施設整備

- ごみ処理施設については、ごみ処理広域化実施計画に基づく広域的な連携による整備を図りながら、より効率的で安全・安定的なごみの処理体制を確立します。
- 剪定枝資源化施設等の整備に際しては、周辺環境への影響について配慮するとともに、エネルギー・資源の有効利用についても配慮します。

■剪定枝資源化施設



5-4 都市景観の形成方針

(1) 市街地景観の形成方針

①住宅地

- 敷地内の緑化やまとまりのある緑地の保全を促進し、緑豊かな潤いのあるまち並みへの誘導を図ります。
- 幹線道路沿道については、安全で快適な道路環境と、住宅と店舗の調和に配慮したまち並みへの誘導を図ります。

②商業業務地

- 二宮駅周辺については、「二宮の顔」にふさわしい、建築物の意匠や屋外広告物のデザインに配慮したまち並みへの誘導を図ります。
- 駅周辺の商店街については、商業空間としてのにぎわいや歩く楽しさを感じることのできるまち並みへの誘導を図ります。
- 幹線道路沿道については、安全で快適な道路環境と連続性に配慮したまち並みへの誘導を図ります。
- 公共の建築物や施設については、地域のまち並みに調和させるとともに、緑化の推進やオープンスペースの確保等に配慮し、先導的なまち並みの形成を図ります。

③工業地

- 工業地については、敷地内の修景・緑化やポケットパークの創出等により、良好なまち並みへの誘導を図るとともに、建築物や施設の建設、改修にあたっては、周辺のまち並みに調和するような形態・意匠への誘導を図ります。

(2) 自然的景観の形成方針

①海辺の景観

- 海岸沿いの松林を適切に保全するとともに、海岸については砂浜の再生に向けて、関係機関と協議を図り、海浜景観の修景を目指します。

②丘の景観

- 市街地の背景となるまとまった樹林地や、地域の特徴となっている樹木等の適切な維持・管理により、うるおいのある丘陵地景観を保全します。
- 吾妻山公園等の眺望点については、適切な樹木の間伐や剪定により、良好な眺望の場としての環境を創出するとともに、周辺においては眺望に配慮した土地利用や建築物の立地を誘導します。

③ふるさとの景観

- 農地や樹林地の保全と適切な維持・管理により、集落と農地、樹林地が一体となり形成される、ふるさとの風景の保全を図ります。

④河川の景観

- 河川については、水辺の環境を保全するとともに、親水空間や遊歩道の整備により、自然豊かな水と緑のネットワークを形成する軸として、のびやかで開放的な河川景観の形成を図ります。

■葛川の遊歩道と桜



5-5 安全・安心な都市づくりの基本方針

(1) 地震災害への対応方針

①密集市街地の改善

- 建築物の倒壊によって道路が閉塞し、避難や消火・救援等に支障をきたす恐れがある密集市街地については、建築物の耐震改修等を促進するとともに、避難や災害対策車両が通行可能な幅員を確保するため、狭あい道路の改善を進めます。
- 延焼遮断機能を有する緑地の保全や公園の整備を進めます。

②津波浸水予想域における安全対策の促進

- 想定されている最大津波高について、防災マップ等を通じて町民に周知し、防災・減災対策を図ります。

③避難できる空間及び避難経路の確保

- 延焼の拡大や建築物の倒壊、浸水等から人命を守るため、安全性の高い避難空間を確保するとともに、避難場所に到達可能な経路の確保を図ります。
- 避難場所については、耐震性貯水槽や防災資機材の備蓄倉庫の設置等、地域における防災拠点としての機能の強化を図ります。

④防災機能を備えた公園の整備

- 住民による初期消火や救援・救護、避難生活等を適切に支援するため、防災倉庫を設置し、防災拠点としての機能向上を図ります。
- 周辺からの延焼火災や浸水被害等から避難場所となる公園自体が安全な場所となるよう、配置及び施設等に配慮した整備・改善を検討します。

⑤ライフラインの安全対策

- 上水道施設や下水道施設については、関係機関と調整を図りながら、耐震性の強化等を促進します。
- その他のライフラインについても、関係機関と調整を図りながら、施設の耐震化等を促進します。

(2) 水害への対応方針

①河川の整備

- 台風や大雨による浸水被害を防止、軽減させるため、河川改修による流下能力の向上や洪水防御施設の整備、排水機能の強化等の総合的な治水対策を促進します。
- 時間雨量 94 mm を超えるような降雨の場合に、河川氾濫による浸水が予想されることから、防災マップ等を通じて町民に周知し、防災・減災対策を図ります。

②下水道の整備

- ゲリラ豪雨等による都市型水害から住民の生命・財産を守るため、浸水被害を防止・軽減する雨水管渠整備を進めるとともに、必要に応じて雨水貯留施設等の整備を検討していきます。

（３）土砂災害への対応方針

- 急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、傾斜地における樹林地の保全を促進します。
- 急傾斜地の崩壊の恐れがある区域については、関係機関と調整を図りながら、土砂災害防止法に基づく対策及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に努め、防災工事等による整備促進を図ります。

（４）防犯に関する方針

- 視認性の確保により犯罪を未然に防止するため、街路灯や防犯灯の設置により、夜間でも明るさが確保された市街地環境の整備を図ります。
- 公園において死角とならないような植栽の適切な維持・管理や、ブロック塀から透過性フェンスへの変更を誘導、公共施設をはじめとする町内主要箇所への防犯カメラ設置等により、町内の死角となる場所の減少に努め、見通しの良い市街地環境の整備を図ります。
- 防犯活動に関する情報提供や普及啓発活動により、自主的な防犯組織の組織化等を促進するとともに、地域コミュニティの醸成による地域の防犯意識の向上を図ります。

（５）人に優しい都市づくりの方針

- 「長寿の里」として誰もが安心して暮らし続けることができるよう、公共交通の充実と利便性の向上を図るとともに、商店街の再生による買物利便性の向上を図ります。
- 葛川沿いの散策路の整備や、歩道における街路樹の植栽や花壇・植込みの設置、休憩スペースの確保等、楽しく安心して通行できる空間の整備を図ります。
- 不特定多数の人が利用する道路、公園、公共公益施設や商業施設等については、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを採用した整備を図ります。
- 誰にでも分かる案内表示や誘導ブロック・案内設備の設置を進めます。
- 駅や駅前広場等の公共交通施設については、計画的なバリアフリー化を進めます。

5-6 環境負荷の小さい都市づくりの方針

(1) 交通・都市構造分野の方針

- 既存のコンパクトな市街地形態を維持し、拠点を中心に都市機能を集約することで、移動による資源・エネルギーの消費が少なく、エネルギー効率の高い都市構造の形成を図ります。
- 環境負荷の大きい自家用車利用を抑制するため、利便性の高い公共交通体系の構築を図ります。

(2) エネルギー分野の方針

- 公共公益施設をはじめ、住宅や商業施設等については、高効率な照明や空調機器、給湯器等の省エネルギー機器の導入や、エネルギー効率の高い建築物の普及、施設の長寿命化を促進します。
- 太陽光、太陽熱、地熱、バイオマス等の自然エネルギーの利用促進と普及拡大を図ります。
- ごみの減量・リサイクル推進について、広報・啓発を進めるとともに、再生可能な紙類等の資源物について、家庭ごみや事業ごみの分別促進を図り、リサイクルを進めます。
- ごみ処理広域化により、長期的に安全・安心で環境に与える負荷を低減させるごみ処理体制の確保を図ります。

(3) みどり分野の方針

- 建築物の屋上緑化等の促進、街路等の緑化、公園の整備や適切な維持・管理により、ヒートアイランド現象の緩和を図るとともに、敷地内での雨水浸透や雨水の有効利用等による地域環境の保全に向けた取り組みを進めます。
- 二酸化炭素の吸収源となる樹林地の保全や適切な維持・管理を促進します。

■里山の樹林地

